

保護者各位

新型コロナウイルス感染事案発生時における小諸市立小・中学校
の対応について（お知らせ）

小諸市教育委員会

7 月 2 0 日、小諸市内の事業所に勤務している佐久穂町在住の 2 0 代会社員男性が、新たに新型コロナウイルスに感染していることが確認されました。

今後、新型コロナウイルス感染事案発生時において、小諸市立小・中学校では以下のとおり対応することといたしますので、保護者の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

1 児童生徒及び職員が感染した場合

- ① 当該者は出席停止（勤務を要しない日）とする。
- ② 学校ならびに教育委員会は、保健所の濃厚接触者の特定調査に協力する。
- ③ 当該校は臨時休業とし、校舎他関係個所の消毒が完了後、学校を再開する。

2 児童生徒及び職員が濃厚接触者と判定された場合

- ① 当該者は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して 2 週間は出席停止（勤務を要しない日）とする。
- ② 学校の臨時休業は行わない。

（注）濃厚接触者が陽性判定になった場合は 1 の対応に準ずる。

3 児童生徒及び職員の身近な人が感染し、濃厚接触者と判定されなかった場合

- ① 2 週間の自宅待機を求める（出席停止 勤務を要しない日）場合がある。
- ② 学校の臨時休業は行わない。

4 市中に感染者・濃厚接触者が出た場合

- ① 児童生徒・職員と、上記 1～3 に当てはまらない場合は、通常通りとする。

（注）市中感染が広がり、地域の感染レベルが上がった場合はこの限りではない。（事態に即して判断）

5 人権への配慮

- ① 新型コロナウイルス感染症への感染は誰にでも生じ得るものであり、感染状況に関する情報が特定の個人や地域にネガティブなイメージを生まないようにお願いいたします。

※状況は日々変化しますので、今後も文部科学省、長野県対策本部、長野県教育委員会などと連携して必要な判断をしていきます。